

公益社団法人鳥取県看護協会 訪問看護ステーション運営規程

(事業の目的)

第1条 公益社団法人鳥取県看護協会が開設する鳥取県看護協会訪問看護ステーションならびにサテライト隼（以下「ステーション」という。）が行う訪問看護事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、かかりつけの医師等により訪問看護・介護予防訪問看護（以下「訪問看護等」という。）の必要を認めた者に対し、ステーションの看護職その他の従業者（以下「看護職等」という。）が、適正な訪問看護等を提供することにより県民の保健・医療・福祉の向上に寄与することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 ステーションの看護職等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保及び向上を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

2 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 鳥取県看護協会訪問看護ステーション
所在地 鳥取県鳥取市江津 318-1
- (2) 名 称 鳥取県看護協会訪問看護ステーション サテライト隼
所在地 鳥取県八頭郡八頭町見槻中 154-2

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 ステーションに勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、ステーションの職員の管理及び訪問看護の利用の申し込みに係る調整業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (2) 看護師常勤3名以上（管理者を含む）非常勤 3名以上
看護職等は、訪問看護計画書・介護予防訪問看護計画書（以下「訪問看護計画書等」という）及び訪問看護報告書・介護予防訪問看護報告書を作成し当該計画書にそって訪問看護等の提供にあたる。
- (3) 理学療法士・作業療法士等を必要に応じて雇用する。
- (4) 看護補助員を必要に応じて雇用する。
- (5) 事務職員 1名
給付管理その他必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間等)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日：通常月曜日から金曜日までとする。（国民の祝祭日及び12月29日～1月3日を除く）ただし、難病、終末期の利用者等で訪問の必要があり、本人又は家族の要望があればステーションと相談の上、営業日以外でも訪問する。
- (2) 営業時間：9時から17時までとする。
- (3) 連絡体制：希望者に対して24時間の電話による連絡・相談が可能で、必要時訪問看護を提供できる体制とする。

(訪問看護・介護予防訪問看護等の提供方法)

第6条 訪問看護等の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 訪問看護等の開始については、主治医の指示書の交付をうける。
計画、実践、評価を行い主治医へ報告する。

- (2) 主治医がなく、訪問看護等を必要とする場合にも対応できる。
- (3) 介護保険利用者にあつては居宅サービス計画書・介護予防サービス計画書（以下「在宅サービス計画書等」という）、利用者の希望、主治医の指示書、および看護職等のアセスメント・モニタリング等に基づき、訪問計画を作成し、訪問看護等を実施する。
- (4) 訪問看護契約時には重要事項説明書等で説明し、契約を交わすこととする。
- (5) 訪問看護等にあつては、利用者とその家族の日常生活及び療養環境の的確な把握につとめ、療養上必要な事項を適切に助言する。

（訪問看護等の内容）

第7条 訪問看護等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 症状・障害・日常生活の状態や療養環境のアセスメント
 - (2) 清潔の保持、食事及び排泄等日常生活の支援
 - (3) 褥瘡の予防・処置
 - (4) 機能回復訓練（リハビリテーション）
 - (5) 終末期看護（ターミナルケア）及び認知症の看護
 - (6) 療養生活や介護方法の指導・相談
 - (7) カテーテル等の管理
 - (8) 訪問看護計画書等の実施状況の把握（モニタリング）
 - (9) その他療養生活を継続するために必要な、医師の指示による医療処置
- 2 通常の保険適用サービス以外のサービスを利用者が希望された場合は、独自に利用料金を定めたオプションサービスとして実施する。

（利用料等）

第8条 指定訪問看護等の額は医療保険法及び介護保険法に規定する、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護等が法定受領サービスであるときは、その法の定める額とする。

- 2 前項以外のサービスの利用料金やキャンセル料の訪問看護費用について、別に定める。
- 3 訪問看護を利用する利用者にかかる交通費については、通常の事業の実施地域を超える場合、それに要した交通費の支払を受けることができる。
- 4 サービスの提供にあつては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、サービス内容及び費用について説明を行い、同意を得る。また内容を明確に記載した請求書、領収書を交付する。
- 5 緊急又はやむを得ない事情がある以外のキャンセルに対し、キャンセル料を請求する場合を定める。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、東部地区（鳥取市・八頭町・岩美町・智頭町・若桜町）する。

（緊急時等における対応方法）

第10条 看護職等は、訪問看護等実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医・介護支援専門員に連絡し、適切な処置を行う。

- 2 看護職等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医・介護支援専門員に報告を行う。

（苦情処理）

第11条 管理者は、提供した指定訪問看護等に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明する。

（事故発生時の対応）

第12条 ステーションは、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行なうとともに、必要

- な措置を行なう。
- 2 ステーションは、サービスの提供に伴って、ステーションの責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行なう。
 - 3 ステーションは、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

（個人情報の保護）

- 第 13 条 ステーションは、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。
- 2 ステーションが得た利用者の個人情報については、ステーションでの訪問看護等サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

- 第 14 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずる。
- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報する。

（身体拘束）

- 第 15 条 事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。
- 2 やむを得ず前項の身体拘束を行う場合には、身体拘束の内容、目的、緊急やむを得ない理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や手続きなど厚生労働省が策定した「身体拘束ゼロへの手引き」を遵守し適正な取り扱いにより行うものとし、その実施状況を理事会に報告する。

（感染防止について）

- 第 16 条 事業所は、感染を防止するため次の措置を講ずる。
- (1) 感染を防止するための従業者に対する研修を実施する。
 - (2) 感染防止のための体制を整備する。
 - (3) 施設内での衛生管理に努め、必要に応じて感染対策を強化することでまん延防止に努める。
 - (4) 万一、感染が発生した場合は、感染拡大を防ぐ対応を行う。

（訪問記録）

- 第 17 条 訪問看護等の提供にあたり利用者・家族の情報、提供した内容を記録し、訪問完結の日から 5 年間保管するものとする。又要望があれば記録をステーション内で開示できる。

（BCP について）

- 第 18 条 事業と業務に大きな影響を与える災害等に対し、BCP を策定し備えることで事業継続を推進する。
- 基本方針
- (1) 事業にかかわる人の安全を確保する。
 - (2) 事業所の安全と業務の早期復旧を図る。
 - (3) 必要時は地域住民の安全の支援を行う。

（ハラスメント防止について）

- 第 19 条 「公益社団法人鳥取県看護協会ハラスメント防止等規程」に準ずる

（職員の資質向上について）

- 第 20 条 ステーションは職員の資質向上を図るため研修の機会を設け、人材育成に努める。

(夜間対応について)

第 21 条 訪問看護ステーションに勤務する職員が「夜間対応」を行った場合

ア 翌日の勤務間隔を確保し、その時間は勤務を免除とする。ただし、翌日が休日に該当する場合は勤務間隔の確保は行わない。

イ 勤務を免除とした時間は勤務時間としてみなす。

※「夜間対応」とは、訪問看護ステーションの運営規定に定める営業日及び営業時間以外における必要時の緊急時訪問看護や、利用者又はその家族等からの電話連絡を受けて当該者への指導を行った場合の対応

(その他)

第 22 条 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は本会が定める。

附則

- 1 平成 6 年 10 月 21 日から適用していた訪問看護ステーション運営規程は平成 13 年 8 月 9 日で廃止する。
- 2 この規程は、平成 13 年 8 月 10 日から施行する。
- 3 この規程の一部を、平成 14 年 3 月 27 日改正し適用する。
- 4 この規程の一部を、平成 15 年 4 月 26 日改正し平成 15 年 4 月 1 日から適用する。
- 5 この規程の一部を、平成 22 年 4 月 1 日改正し適用する。
- 6 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日で改定し、同日から施行する。
- 7 この規程は、平成 26 年 1 月 11 日に改正し、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 8 この規程は、平成 27 年 1 月 17 日に改正し、平成 27 年 2 月 1 日から施行する。
- 9 この規程は、平成 29 年 1 月 19 日に改正し、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 10 この規定は、令和元年 11 月 28 日に改正し、令和元年 12 月 1 日から施行する。
- 11 この規定は、令和 2 年 3 月 13 日に改正し、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 12 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日に改正し、同日から施行する。
- 13 この規定は、令和 5 年 12 月 7 日に改正し、同日から施行する。
- 14 この規定は、令和 6 年 10 月 7 日に改正し、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。